

市第 135 号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西スポーツセンター	東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号	ルネサンス・日本水泳振興会 共同事業体 代表者 株式会社ルネサンス 代表取締役 岡本 利治 社 長	令和 7 年 4 月 1 日か ら令和 9 年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市西スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

ルネサンス・日本水泳振興会共同事業体の構成員

- 1 東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長 岡 本 利 治

- 2 東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役社長 坂 元 要

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）